

# 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 1 年前カウントダウンイベント 企画運營業務委託公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的及び趣旨

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）におけるセーリング競技の江の島開催を踏まえ、セーリング競技と東京 2020 大会の成功に向けて認知度を高め、気運を醸成する必要がある。そこで、東京 2020 大会の公式イベントとの関連性を持たせた事業を展開し、市民のセーリング競技・東京 2020 大会への気運を醸成する。

## 2 事業者の選考

事業の実施に当たり、広く民間のノウハウや知識、アイデア及び経験等を活用するため、企画提案（プロポーザル）方式により受託者の募集を行い、応募のあった事業者による提案内容を総合的に審査して、事業者を選考する。

## 3 委託業務の概要

### (1) 委託業務の名称

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 1 年前カウントダウンイベント企画運營業務委託

### (2) 業務の内容

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 1 年前カウントダウンイベント企画運營業務委託仕様書のとおり

### (3) 委託契約期間

契約締結日から 2019 年（平成 31 年）9 月 30 日（月）まで

### (4) 委託料の上限額

7,646,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

### (5) 支払条件

業務完了払い

### (6) 停止執行条件

本業務委託は、平成 31 年度予算が藤沢市議会において議決されることを停止条件とする案件です。

## 4 発注者及び提案募集事務局

(1) 発注者 藤沢市長 鈴木 恒夫

(2) 提案募集事務局

藤沢市 生涯学習部 東京オリンピック・パラリンピック開催準備室

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎5階

電話：0466（25）1111 内線6312

メールアドレス：fj-games2020@city.fujisawa.lg.jp

## 5 参加資格

募集開始日から契約締結日までの全期間に渡って、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 「かながわ電子入札共同システム」による平成 29・30 年度競争入札参加資格名簿に登録の業者については、募集開始日以後に藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。登載のない業者についても、指名停止と同等の事項が発生しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用していない事業者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する事業者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている事業者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている事業者でないこと等、経営状態が著しく不健全である事業者でないこと。ただし、会社更生法にあっては、更正手続き開始の決定、民事再生法にあっては、再生手続き開始の決定を受けている事業者を除く。
- (5) 納付すべき国税及び地方税に滞納がない事業者であること。

## 6 スケジュール

事業者選定までの事務手順は、次のとおりとします。なお、プレゼンテーション・ヒアリング実施日等の日程が都合により変更となる場合は、提案募集事務局から提案事業者に連絡をします。

1	公募期間	2019 年（平成 31 年）1 月 29 日（火）から 同年 2 月 8 日（金）午後 5 時まで
2	実施要領等への質問期間	2019 年（平成 31 年）1 月 29 日（火）から 同年 2 月 8 日（金）午後 5 時まで（必着）
3	質問に対する回答	2019 年（平成 31 年）2 月 13 日（水）までに 市ホームページ上で回答
4	参加申込書等の締切	2019 年（平成 31 年）2 月 8 日（金）午後 5 時まで （必着）
5	企画提案書等の提出	2019 年（平成 31 年）2 月 25 日（月）午後 5 時 まで（必着）
6	企画提案のプレゼンテーション・ヒアリングの実施	2019 年（平成 31 年）3 月 4 日（月）頃予定の当 市が申込者に指定する時刻から概ね 30 分程度
7	選考結果の通知	2019 年（平成 31 年）3 月 6 日（水）頃（予定）

## 7 参加手続き

本事業に参加を希望される方は、「5 参加資格」を確認の上、次のとおり提出してください。

### (1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）：1部
- イ 団体概要書，会社案内等：1部
- ウ 定款及び登記簿謄本（参加申込書提出日前3ヶ月以内に取得したもの）：1部
- エ 決算書の写し（直近1ヶ年分）：各1部
- オ 納税証明書（参加申込書提出日前3ヶ月以内に取得したもの・写し可）：各1部

次の地方税及び国税に関する納税証明書（平成29年度分）を提出してください。

#### (ア) 法人県民税・事業税

神奈川県内に営業所がある場合は、神奈川県税務事務所が発行するもの。神奈川県内に営業所がない場合は、本店の所在する都道府県が発行するもの。

収益事業を行わないNPO法人等で、課税が免除されている場合は、課税免除を確認できる資料（課税免除決定通知書等）の写しを提出してください。

#### (イ) 法人税・消費税及び地方消費税

本店所在地を所管する税務署が発行するもの。

免税事業者についても、「未納の税額のないことの証明書」が発行されるので必ず提出してください。

#### (ウ) 藤沢市の固定資産税（市内に事業所がない場合は不要）

藤沢市が発行するもの。

市内に事業所があるが、固定資産がない場合は、無資産証明書を提出してください。

#### (エ) 藤沢市の法人市民税（市内に事業所がない場合は不要）

藤沢市が発行するもの。

### (2) 提出書類の提出場所及び方法

#### ア 受付期間

2019年（平成31年）1月29日（火）から2019年（平成31年）2月8日（金）までの期間（土日祝日を除く）、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。

#### イ 提出方法及び提出先

提案募集事務局へ持参してください。

## 8 質疑

本プロポーザルに関する質疑がある場合には、質問書（様式2）を提出してください。

### (1) 受付期間

2019年(平成31年)1月29日(火)から2019年(平成31年)2月8日(金)まで。(持参の場合、土日祝日及び平日の正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時まで。)

(2) 提出方法及び提出先

提案募集事務局へ持参または電子メールにより提出してください。電子メールの場合はメールのタイトルを「プロポーザル質問書(1年前イベント)」とし、送信後に提案事務局へ電話で連絡をしてください。

(3) 質問への回答

2019年(平成31年)2月13日(水)までに市公式ホームページ上で回答します。なお、回答に対する再質問は受け付けません。

## 9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書：原本1部，写し10部

企画提案書作成要領(別紙1)に基づき作成したもの。

イ 業務責任者及び主たる担当者届出書(様式3)：原本1部，写し10部

ウ 見積書(様式4)：原本1部，写し10部

エ 受託実績報告書(様式5)：原本1部，写し10部

(2) 提出書類の提出場所及び方法

ア 受付期間

2019年(平成31年)2月14日(木)から2019年(平成31年)2月25日(月)までの期間(土日祝日を除く)，午前9時から午後5時まで。(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出方法及び提出先

提案募集事務局へ持参してください。

## 10 プレゼンテーション・ヒアリング

(1) 実施日時

2019年(平成31年)3月4日(月)頃を予定

(市が申込事業者ごとに指定した時刻から概ね30分間とします。)

※ 実施時間については、企画提案書の提出後、申込事業者に連絡します。

(2) 実施場所

藤沢市生涯学習部東京オリンピック・パラリンピック開催準備室

藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所本庁舎5階(予定)

(3) 時間配分

各事業者概ね30分程度(プレゼンテーション20分以内，ヒアリング10分程度とし，準備時間は含みません)とします。

※ プレゼンテーション・ヒアリング審査当日は、本業務の主たる担当者によるプレゼンテーションを実施してください。また、出席者は、最大3

人までとします。

- ※ プロジェクター（パソコン出力は、HDMI 端子のみ可）、スクリーン、電源は、市が用意し、その他に必要なものがある場合には、申込事業者が用意するものとします。

#### （４）留意事項

- ・プレゼンテーション・ヒアリング時にスクリーンに投影可能な資料は、提出された企画提案資料のみとします。
- ・プレゼンテーション・ヒアリング時には、事業者名を名乗るなどの行為は禁止します。
- ・プレゼンテーション・ヒアリング実施日当日に資料の追加・変更を行うことはできません。

## 11 選定方法

### （１）事業者の選考・審査方法

企画提案書の記載内容及びプレゼンテーション・ヒアリングにより、最も優れた事業者を選定し、優先交渉事業者として決定します。

選考方法は、公募型プロポーザル方式とし、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 1 年前カウントダウンイベント企画運營業務実施事業者選考委員会（以下「選考委員会」という）の委員が、（２）の審査項目に基づき、提出された企画提案書等の内容及びプレゼンテーション・ヒアリング等について審査し点数化します。

各選考委員の評価点の合計が最も高い事業者を優先交渉事業者とし、評価点が 2 番目に高い事業者を第 2 位優先交渉事業者とします。

評価結果において、同点の場合が生じたときは、提案内容の「ステージイベントの提案内容」、「競技体験イベントの提案内容」の項目の合計値が高い事業者を優先交渉事業者とします。

なお、申込事業者が 1 者だった場合は、市が設定する基準点（満点の 5 割）を超えていれば、当該申込事業者を優先交渉事業者とします。

また、申込事業者数に関わらず、「安全性」の審査項目に対して選考委員が 1 人でも「安全性への配慮が不十分」という評価をしたときは、選考の対象としません。

- ※ 評価点は、事業者ごとに優先交渉事業者及び第 2 位優先交渉事業者の合計値のみを公開とします。

### （２）審査基準及び審査項目

#### ア 審査基準

企画提案書の記載内容及びプレゼンテーションについて、各評価項目に基づき審査し、上記（１）に基づき総合的に判断して優先交渉事業者を選定します。

イ 選考にかかる評価項目及び評価のポイントは、次のとおりとします。

	評価項目	評価のポイント	配点
1	業務遂行能力	①業務実施体制 ・人員配置，セーリング競技関係団体やスポーツ競技団体等に係るネットワーク等 ②大規模スポーツ関連イベント企画・運営に係る受託実績 ③主たる担当者の大規模スポーツ関連イベント企画・運営に係る業務実績	12／60
2	イベント内容	①ステージイベントの提案内容 ②競技体験イベントの提案内容 ③PRブースの提案内容 ④検討項目事項への対応 ⑤実現可能性 ⑥安全性への配慮（失格要件）	27／60
3	留意事項への配慮等	①東京 2020 公式スポンサーとの連携 ②2020 応援団藤沢ビッグウェーブの団員獲得	6／60
4	周知・広報業務	①広報媒体，計画等 ②テレビ媒体の活用	10／60
5	見積額	①費用の積算（失格要件）	5／60

### （3）事業者選考結果通知

最終選考結果については、参加申込書記載の所在地に、2019年（平成31年）3月6日（水）頃までに文書で発送します。

## 12 契約の締結について

優先交渉事業者に決定した事業者は、市との協議調整の後、仕様の条件を満たしていることを確認できた場合、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会1年前カウントダウンイベント企画運營業務委託に関わる契約を市と締結するものとします。

### （1）契約期間

契約締結日から2019年（平成31年）9月30日（月）まで。

### （2）仕様の決定

仕様は、選考結果通知後、市と優先交渉事業者と協議の上で決定することとします。

なお、仕様内容の調整が不調となった場合には、第2位優先交渉事業者と調整を行うこととします。

### 13 提案の無効に関する事項

次の各号に該当するときは、その事業者の提案は無効とします。

- (1) 提出物に虚偽の記載があるとき
- (2) 優先交渉事業者の選考時点において、本実施要領の「5 参加資格」に掲げる資格のない事業者が提案したとき
- (3) 本実施要領の「3 委託業務の概要」の「(4) 委託料の上限額」を超える提案をしたとき
- (4) 必要書類の提出方法、提出先、受付期間に適合しないもの
- (5) 複数の規格提案書を作成し、提案したとき
- (6) 提案に関して、談合等の不正行為があったとき
- (7) その他、市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反していることが判明したとき

### 14 その他

- (1) この事業に応募するために掛かる費用は、すべて事業者の負担とします。
- (2) 提出された企画提案書類等は、選考結果に関わらず返却しません。
- (3) 提案募集に参加する事業者は、優先交渉事業者決定後において、この実施要領等の内容について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (4) 提出された提案書の著作権は、提案の採否に関わらず、提案書を提出した事業者に帰属します。ただし、市が公表等に当たり、修正等が必要と判断した場合には、市は、無償で使用及び修正できるものとし、あわせて、提案書を提出した事業者は、著作者人格権を主張しないものとします。なお、提出書類は、本業務以外の目的で使用することはありませんが、提案書は、「藤沢市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となるため、提出される書類において、法人に関する情報に該当するものには、その旨を明記し、該当する部分を明らかにしてください。
- (5) 参加申込書を提出した後、参加を取り下げる場合は、辞退届を任意書式で提出するものとします。

以 上